

第4回公認心理師カリキュラム等検討会

日時 平成29年5月10日(水)

15:00～17:00

場所 「会議するなら」新橋8階会議室8E

議題

公認心理師カリキュラム等について

出席者(50音順)

石隈構成員、大野構成員、釜菰構成員、川畑構成員、北村構成員
栗林構成員、子安構成員、佐藤構成員、角田構成員、鉄島構成員、
林構成員、笛木構成員、村瀬構成員、山中構成員、米山構成員、渡邊構成員

○北村座長 第4回公認心理師カリキュラム等検討会を始めさせていただきます。連休明けの本当に多忙な中、構成員の先生方にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。もう佳境というか締めめの段階に入ってきております。是非、よろしくお願いします。それでは、資料の確認と出席状況について事務局からお願いします。

○森公認心理師制度推進室長 資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、資料1 公認心理師カリキュラム等について(案)、参考資料1 「その他その者に準ずるもの」における関連条文、参考資料2 第3回公認心理師カリキュラム等検討会(平成29年4月13日)における主な意見(案)、参考資料3 ワーキングチーム素案について、参考資料4 関係団体要望書でございます。資料はお手元におそろいでしょうか。足りない場合は事務局にお申し付けください。本日の出席状況でございますが、構成員の皆様全員に御出席いただいております。事務局からは以上です。

○北村座長 議事に入ろうと思いますが、部長から一言いただいてからにしたいと思います。

○堀江障害保健福祉部長 突然の御指名でございますが心準備もできておりませんが、ただ、突然の御指名は前回もあったような気がしますので、先生方には会議を重ねていただきまして本当にありがとうございます。この公認心理師法円滑施行に向けて本当に大山の検討を、今、していただいているのだと思っております。毎回、白熱した御議論を頂いております。また、いろいろな要望書も方々から出していただいております。後ろに向かっても感謝申し上げるところでございます。また、月末にはまとめていきたいという、これはまとめたからまとめるというよりは、今度は実施に向けてのいろいろな準備もございますし、今日の議論の中でも、実際やっていくときにどのような準備をしていったらいいのかということ。文部科学省の三谷課長も一緒に今日は参加させていただいていますが、問合せをするときの窓口はどこに持っていったらいいのだろうかとか、そういうようなモードもだんだんに強まってきていますので、いい議論を積み重ねていただいて、その結果をまた大事に、施行に向けて届けていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。この公認心理師法は、国民の心の健康の保持・増進に寄与するという高い目標と言いますか、目的を持っているものでございます。大事に対応していきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。私のほうは精神保健福祉法の改正の関係で国会審議が毎日続いておりまして、中座させていただくことをあらかじめお詫び申し上げます。よろしくお願いいたします。

○北村座長 それでは、審議に入りたいと思います。本日は、前回の議論を踏まえて整理したカリキュラム等について議論をしていきたいと思っておりますが、時間の都合で審議できなかったものに関して先にやっていきたいと思っております。まず、『法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)』の件です。2番目は、公認心理師の国家試験について、3番目は、『公認心理師法における「その他その者に準ずるもの」』について、多くの要望書を頂いておりますが、この準ずるものについてです。さらに、その他のことも議論したいと思

ます。前回のようにオーバーしないように頑張りますので、よろしくお願いいたします。
まず、いわゆる現任者の件と国家試験について併せてやりたいと思います。事務局から御説明のほう、よろしくお願いいたします。

○松本主査 資料1を御覧ください。前回の意見を踏まえたものとして、「公認心理師カリキュラム等について(案)」という資料を提出しております。1枚めくっていただいて目次がございますが、7番、8番、9番については、前回、御議論いただけませんでしたので、まず7番と8番について御説明いたします。27ページを御覧いただければと思います。

27ページ、法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)についてですが、皆様のお手元に、カラーで横書きの「公認心理師の資格取得方法について」という1枚資料を御用意しています。こちらで言いますと、右の実務経験5年から講習の受講を経て試験を受けるというものです。

資料1の27ページに戻っていただき、こちらに関しては省令で定める施設において業務を5年間以上、そして講習を受講した場合に特例を認めることにしていますが、1.の施設は、19ページ、20ページにあります、大学院における実習施設として定める施設に準ずるとしたいと考えています。なお、実習施設については、その施設における指導担当者等の要件もこれまで案として出していますけれども、いわゆる現任者の施設については指導者がいなくても、この施設で業務を行っていればよいとしたいという案です。また、19ページ、20ページには一部の施設が含まれていません。具体的には私設の心理相談室などですけれども、これについては業として行った行為の内容や勤務の状態が客観的に分かる場合においては、省令で定める施設として取り扱うことを検討いたします。

2.の期間ですが、法律において業務を行っている期間が5年以上であることは既に定められています。ここは何をもって5年とするかというのが論点ですが、原則として雇用契約に基づく契約期間を業務に従事した期間とします。ただし、いわゆる現任者については雇用形態が様々あるという実態がありますので、それを踏まえまして、例えば常態として週1日以上勤務であった期間については、この業務に従事した期間としてカウントし、それが合計5年以上であれば特例を認めることにするというのが今回の案です。

3.の特例に係る手続きですが、特例の申請に当たっては、その業務を行っていた施設の代表者による証明書の提出を求めることとするというのが1つ目の段落です。一方、自営、私設の心理相談室等については、客観的に業務をしていることが分かるものを併せて提出することを求めることとしたいと思います。

4.ですが、業として行わなくなってから一定以上の期間が経過している者の取扱いについて、これは何かと言いますと、法律が施行されるときに現に業務を行っている必要があると定めています。一方で、そういった者以外に、この後にも出てきますが、「その他その者に準ずるもの」として省令で定めている者にも特例を与えることができます。言語聴覚士の場合、施行日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過

しない者も準ずるものということで認めていましたので、それを踏まえ、公認心理師も同様の取扱いとしたいと考えています。

これについては、29 ページに具体的なイメージを掲載しています。真ん中のグレーの縦線が施行日に当たりますが、ここに実務経験をしていることが重なっていれば基本的に特例が認められることになりますから、例 1 から例 4 は受験資格が特例としてありとなります。例 5 から例 9 までですが、準ずるものとして 5 年以内に業務に従事していれば特例を認めることにしますと、例 5、例 7、例 9 に関しては特例に準ずるものということで受験資格が認められることになります。他方、例 6 と例 8 に関しては施行日より 5 年以上ブランクがあることになりますので、こちらは準ずるものも含めて特例としては認められないといった判断になります。

28 ページ、5. ですが、5 年以上業務を行っている者は、文科大臣と厚労大臣が指定した講習会の課程を修了することが、受験資格の特例の要件に更になっています。この講習会について、いわゆる現任者は一定の知識及び技能を有していると推定されますが、水準の均一化を図るため、講習会の内容は必要な水準を満たすための補完的なものとするとして、下を書いてあるような形に整理しています。時間としては 30 時間程度、内容は補完的なものということですから、①公認心理師の職責に関する事項、②公認心理師が活躍すると考えられる主な分野(保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働分野)に関する法規や制度、③精神医学を含む医学に関する知識、これらを必ず含む講習を受けていただくことにしたいと思っています。以上が現任者についての説明です。

30 ページを御覧ください。公認心理師試験、国家試験についてです。1. 出題範囲ですが、これは出題科目として詳細な科目は定めず、「公認心理師として具有すべき知識及び技能」について出題する、包括的な範囲にしたいと考えています。医師国家試験では出題基準や、ブループリントと言って、出題基準の中の項目をそれぞれ何パーセントぐらい出すかまとめたものがありますが、それに相当するものを作成し、出題に際して準拠する基準としたいと思います。いわゆる現任者については、科目の一部を免除することができる規定が法律にあるのですが、出題範囲として細分化しませんので、科目の一部免除も行わないこととします。

2. 試験の実施方法等ですが、全問マークシート方式とし、実施は 1 日間(実施時間としては合計 300 分程度を上限)と考えています。これで 150～200 問程度の試験とします。また、試験問題の中で、実地に即した問題を可能な限り多く出題したいと考えていて、時間は、1 問あたり 1 分(実地問題については 3 分程度)を目安として時間を決めていきたいと考えています。それとは別に、公認心理師としての基本的姿勢を含めた基本的能力を主題とする問題、医師国家試験では必修問題というのがありますが、それに当たるような問題と、それ以外の問題を作りたいと考えています。

3. 合格基準ですが、全体の正答率は 60%程度以上を基準として設けたいと思います。先ほど説明した基本的能力を主題とする問題の正答率と、それ以外の正答率を将来的には

分けていきたいと考えています。

4. 試験実施時期ですが、法律上の規定を踏まえ、第1回は平成30年12月までに実施することが決定しています。第2回以降の試験実施時期は今後検討したいと思いますが、試験は年に1回の実施を想定しています。ただし、いわゆる現任者の受験資格が認められるのは、法の施行後5年間であることに留意して試験の実施時期を決める必要があります。説明は以上です。

○北村座長 ありがとうございます。それでは、御意見、ございますでしょうか。資料としては何度も出てきていたので目を通していただいたとは思いますが。

○栗林構成員 1点、質問させてください。27ページ、3. 受験資格の特例に係る手続き等についての「私設の心理相談室等」という所で、20ページ、5. 産業・労働分野の所には、EAPの機関のようなものは具体的には入っていませんが、それは想定されていると思っていいでしょうか。

○松本主査 現任者でしょうか。

○栗林構成員 はい。

○松本主査 現任者も、一応、想定はしています。EAPも様々な形態があると思いますので、その辺の細かいところは少し実態を踏まえながら中身を詰めさせていただきたいと思っています。

○北村座長 実務経験5年ですが、よろしいでしょうか。多分、例3があるから、ずっと休んでいる方であっても、法の施行日にもう1回復職されれば受験できると私は理解して読んでいますが、そういうことですね。ということで、多くの人が救われると思います。

○佐藤構成員 多少、記憶がはっきりしないのですが、今回再び、国家資格の法律ができるという話が持ち上がった数年前、当時の厚生労働省の担当の方から、相当する資格が80から100ぐらいあるということのを伺った記憶があります。今のお話では、その80から100のすでにある資格の中で何か線引きするというのではなくて、実際、どういう業務をしているかということでしょうか。

○松本主査 佐藤先生の認識でいいかと思います。過去の議論の内容からいろいろ変わって今の法律になっているので、過去の議論とは必ずしも一致しないところはあるかと思います。先に座長のほうからあった例3の所ですが、施行日1日だけやればいいとか、そういうのは少し違うと考えています。業として行っている、反復継続の意思を持ってやっているというものですから、1日だけやっているからいいという解釈ではないと考えておりますので誤解なきようお願いいたします。

○北村座長 ちゃんと仕事をしているということですね。

○石隈構成員 今のことに関連して、常態として週1日以上勤務であった期間ということで私も賛成です。その理由の1つで、例えば長いこと心理支援の仕事をして、今、大学や大学院の教員で実際に指導に当たっている者がいると思いますが、そういう者も週に1回程度、外のスクールカウンセラー、病院に出たりとか、大学の相談室等で週に1回とか

勤務している例もありますから、この週に1回というところで、そこも含めると理解します。

○鉄島構成員 この現任者のことについて、ちょっと不安を覚えることがありましたので御質問させていただきます。第2条の第1号から第3号までの業という所で、これは平たく読むとケースを持っているというふうに読めるのですが、これをどこまで厳密に捉えればいいのかというところも、突き詰めると、我々のような現場勤務者にとっては切実な問題になります。例えば、私は刑務所や少年鑑別所に勤務していますので、そういう意味では実務経験があると思いますが、現在は担当者の指導等はやりましても、実際にケースというのを担当しているかというを持っていないわけです。そうすると、私は休止等5年以上で受験資格なしなのかと、そこまで突き詰めて考えてしまうと、そういうことになってしまい、これは結構、現任者にとっては切実な問題なので、その辺の共通認識を整理しておきたいと思って発言させていただきました。

○松本主査 事務局です。先生のお手元に公認心理師法の法律そのものを御用意していますけれども、開いていただいて、2ページ目の第2条に公認心理師の業として行う行為の第1号から第3号になります。これを読んでいただいてお答えとしてはそのままですけれども、ケースを担当している、担当していないというのはここでは問うていませんので、直接、心理に関する支援を要する者に対して相談援助しているとか、関係者に対して相談、助言、指導その他の援助をしているということであれば含まれることになると思います。

○鉄島構成員 ありがとうございます。そうすると、近接領域の家庭裁判所もそうですけれども、いわゆる現場でありながら研修所みたいな施設を持っている領域もあるので、そこで働く者も実務経験に含めるかどうか、若干、検討の余地があるのかなと感じています。

○米山構成員 30ページの2.試験の実施方法等の所で、以前にも発言させていただいたと思いますが、全問マークシート方式ということで、このマークシートが難しい身体障害の方が実際に司法試験等でいらっしゃるのです。ここについては、いわゆる差別解消法の合理的配慮ということで、それは申し出ればそういう特別な配慮はするというのを、ここには書いてはいませんが、このところ差別解消のことを書き入れることが増えていると思います。それについては原則であるという理解でよろしいですね。

○松本主査 おっしゃるとおりです。報告書に書き込むことも検討したいと思いますが、既に基本的な考え方には掲載していますので、それを踏襲するというふうな認識でおります。

○北村座長 それでは、国試も含めて。

○川畑構成員 質問ですが、大学、大学院の教員について先ほど石隈先生からありましたけれども、業においての第4号、「心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと」というのが、心理学の教員の仕事でこの業に当たるかどうか。もう1つ、大学院の教員は実際に自分自身がケース担当しているのに加えて、大学院生の心理

相談の教育、スーパービジョンをしていることがあります。それは、この第1号、第2号、第3号に当たると解釈してよろしいかどうかというのは、いかがでしょうか。

○松本主査 個別にどうこうというのは、こちらでは回答しかねますけれども、ここの第1号から第3号に書いてあることに入るかどうかというところが判断基準かと思います。第4号に関しては現任者がやることには入っていませんので、第4号だけをやっている場合は、この現任者には該当しないということは御注意ください。

○川畑構成員 分かりました。

○石隈構成員 今、出ました第4号は入らないということ、第1号、第2号、第3号が入るということに関連する確認です。今、川畑先生から出ました第1号、第2号、第3号のスーパービジョンはどうかというので、私の意見ですが、これは是非、入れていただきたいと思います。大学院生がやる場合には大学院生は一人前ではありませんし、スーパーバイザーがその責任を持つということです。第1号、第2号、第3号について、教員が行っているスーパービジョンは、心理的な仕事の重要な部分だと理解できるのではないかと思います。

○北村座長 私が答えられる範囲ではないですが、こういうものは実際に心理をやっている方に受験資格を与えないというのではなく、あくまでも受験資格ですので、通るか通らないか分かりませんが、それなりに多くの人が「もっとも」と思うものであれば、当然、受験資格は発生するという理解でよろしいのではないのでしょうか。余りに時間的にも厳格に、あるいは、これは患者さんのレポートを書いていないとか遠すぎるとか、そういうことでそこで縛るものではないと思います。ちゃんとした国家試験がありますので受験資格は世の中が見て妥当と思うというか、言いにくいですが、そういうものではないのでしょうか。

○佐藤構成員 念押しのように恐縮ですが、精神科医で臨床心理士や心理関係の資格を持っている方がいます。また、心理関係の資格を持っていても、国家資格ではないため、実際は精神保健福祉士の資格を取って仕事をしている方もあり、こういう場合はよろしいのでしょうか。

○松本主査 資格を持つ、持たないではなく、業としてやっている行為の内容がどうであるかによって判断されますので、そこは、どういう資格を持ってやっていようと問わないという解釈です。

○大野構成員 現任者問題については、これまで議論されてきた内容、それから、ただいま説明された内容で十分理解できますし異論もございません。ただ、30 ページ、4. 試験実施時期について、一応、確認しておいたほうがいいのかということで質問させていただきますが、特に私ども臨床心理士資格認定協会の立場からしますと、試験時期については長年にわたって定例化し、さらに社会的に定着している臨床心理士資格試験受験者、並びに臨床心理士養成大学院の関係者等に混乱が生じないように、試験時期を十分配慮していただければと改めてまたお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○北村座長 ありがとうございます。試験時期に関しては途中、ワーキンググループでも議論がありました。ほかの医療者と同じように 2 月くらいにして、3 月に発表で、4 月から入職できるほうがいいのではないかと御意見が多かったように思いますが、国家試験に関しては別に検討していて、大体、意見は一致しているように思います。それでは、大きな問題がまだありますので次に行かせていただきます。『公認心理師法における「その他その者に準ずるもの」』について、御説明をお願いします。

○松本主査 資料 1 の 31 ページを御覧ください。公認心理師法における「その他その者に準ずるもの」です。こちらはワーキングチームの検討事項には入っていなかったもので、全て一からこちらで御議論を頂く形になります。第 1 回検討会のときに少し御説明させていただいたのですが、法律の中の受験資格を与える者の中にいろいろと規定があります。「その他その者に準ずるもの」として、「省令で規定する者にも受験資格を与える」という条文があります。具体的には法律の中を御覧ください。

法律の本文ですと、4 ページの第 7 条です。1 番の最後から 2 行目に、省令で定めるものを修めて、その課程を修了した者、「その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者」、こういう形で定めております。こちらの「省令で定める者」というのを具体的にどうするかということについて御議論を頂きたいということで、こちらのたたき台を示しております。

同様の規定が第 7 条第 1 号のほか、第 7 条第 2 号と、特例の第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号と、第 2 条第 2 項にあります。一番下の第 2 条第 2 項の準ずるものについては、先ほど御説明いたしましたように、施行日から遡って 5 年以内に業を行ったものということで、たたき台もそのまま記載しておりますので、上 3 つについて御議論を頂きます。

たたき台としては右側なのですけれども、大きくは 2 つあります。大学において必要な科目を修めた上で、俗に言う飛び級をして、4 年よりも早く、4 年たたずに大学院への入学を認められた者になります。こちらは、大学では規定上の卒業ではなくて中退になるので、こちらの「準ずるもの」に規定するという趣旨です。

2 つ目は、専修学校の専門課程です。専修学校の専門課程は様々ありますが、その中で修業年限 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。こちらについて、第 7 条第 1 号に規定する、大学における必要な科目、案では 24 科目ありますが、こちらを修めて卒業した者で、かつ大学院で必要な科目を修めて、その課程を修了した者。こちらが第 1 号の「準ずるもの」となります。

第 2 号のほうの準ずるものもおおむね同じですが、ちょっと足りない部分があります。2 つ目の○は、専修学校の専門課程において、第 2 号に規定する大学における必要な科目を修め、卒業した者であつてと。これを補足すると、こちらも修業年限 4 年以上で、いろいろ満たす者に限るということになります。かつ、この者が実務経験をした上で受験資格は取得できることになります。附則第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号も全く同じです。

専修学校については補足として参考資料 1 の 2 ページに、学校教育法の施行規則の記載

があります。これの第 155 条で大学院の入学を、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものは、次の各号のいずれかに該当する者とするという規定があり、その中に専修学校の専門課程修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限るとあります。文部科学大臣が指定するものについては大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるということです、この度「準ずるもの」の中に含めているという趣旨です。他にも説明がありますけれども、適宜御参照ください。

また、参考資料には他の資格の前例も記載してあり、「準ずるもの」という規定がある他の資格の条文も載せております。少し分かりにくかったかもしれませんが、説明は以上です。

○北村座長 文章を全部読んでいると時間がないので、説明はこれだけにしてお手元の関係する資料を全部ひっくるめて御意見を頂きます。一番最後の参考資料 4 にも、多くの先生方から、この点について「準ずるもの」に専修学校の卒業者を含めないことを強く要望しますなど、これに関してそういう御意見も多数の団体から頂いております。それも踏まえた上で、この件について御意見等はあるのでしょうか。私も、この話が持ち上がってから勉強させていただきました。文部科学省の『学校』155 号では、明らかに書いてあるので、かなり上位の法律なので、ここだけノーと言うのはかなり難しいように感じております。

○川畑構成員 制度上難しいというのは、座長がおっしゃったことでその点はよく了解できます。これまでの議論で、そのカリキュラムの中身を検討してきた経緯の中で、大学卒業というのを前提に考えてきた。その中には、心理学教育のこれまでの伝統というか、心理学教育が大学の中でされてきたものを前提として考えてきたところがあります。科学者として、科学的な考え方を基本的に身に付けるということ、大学でのいろいろな教養教育というか、そういうものを含めた形での卒業者というのを、公認心理師の実務に就いていくことを想定して考えてきたということがあります。その趣旨がきちっと生かされることを前提というか、ある種条件としてどこかに盛り込んでいただくことができないかどうか。

今、カリキュラムが一応出てきていますけれども、その中身がどのようになるのかというのはこれからの作業になると思います。これが単に心理学の知識を、科目名を並べて教えればという形でなされると、これはちょっと困ったことにもなるかと思えます。ある程度の期間を置いて、その中身が明瞭になってきた段階で、それを前提に含めていくような形に、段階を追ってすることはできないかどうか、ということを強く要望いたします。

○北村座長 4 年制の専修学校で、それでも少ないと思うのですが、そして大学と同等のことを満たすと第 155 条に書いてあるもので、実際にこれに該当する専門学校は幾つぐらいあるのだらうと思っているのですが、10 校はないみたいなのですけれども、どなたか御存じですか。

○林構成員 専修学校は 4 校です。

○北村座長 4 校だそうですが、これが省令として出たときに、安易に 4 プラスアルファ

で参入されるのが一番問題が多いと思うのです。そういうのを防ぐ方法はあるのですか。

○大野構成員 4年制の専修学校ということでいった場合に、公認心理師の受験資格を認めるか、認めないかという場合に、その教育内容、実践を含めた教育内容が実施可能かどうかということも精査する必要があるのではないかと。大学設置基準と同様の、例えば心理学実験室とか、実験機材といったものが整備されているとか、設置されているというようなことも、審査の対象なりにして、その資格がありというような方法で検討されたらどうかと思います。

○北村座長 専門学校を出た人は、臨床心理士の受験資格はあるのですか。

○大野構成員 専門学校を特別にうたっているわけではないのですけれども、受験を申し出てくる場合はあります。

○北村座長 そうすると受験資格はある。

○大野構成員 そのときに受験資格がある場合と、ない場合と内容によって、一人一人個別に検討することになっています。

○北村座長 文部科学省の方にお伺いします。4年制の専門が第155条に合致しているという条件プラス、今おっしゃったように、心理学の教育がしっかりしているというのでもうちょっと絞る、というような手立てはあるのですか、検査できるのですか。

○三谷健康教育・食育課長 もともとこの規定が置かれているのは、下の所に基準がありますけれども、このような基準を満たすことによって、先ほど来お話が出ているような、アカデミックなものを含めて、大学院で大学院の学生としての研究活動、教育活動というのできる、そういう学生を送り出せる専修学校だということで、特別に認めているということはありません。

確かに教養教育という部分はあるのかもしれませんが、少なくとも今回の制度が目的としているような大学院を卒業した、というところでの受験資格としてのものについては、文部科学省としてはクリアできているのではないかと考えているところです。

○北村座長 第155条で認める専門学校であり、なおかつ心理学をしっかりうたっている専門学校というようには色分けできますか。

○三谷健康教育・食育課長 そのところは資料1の31ページのそれぞれに書いてあるように、単純に学教法上大学院への入学資格を持っている専門学校ということだけではなくて、きちんと親の条文の第7条で規定しているような、大学においてきちんと勉強していただくこのカリキュラムをやった所だという限定を付けています。

○石隈構成員 今の文部科学省からの説明で理解しました。専修学校で4年間心理学を学んだということは、要するに大学院の受験資格を持つということだと思います。

○北村座長 はい。

○石隈構成員 そうすると、今回で言えば第7条第1号は大学院ということで、その上で勉強するということは当たるとは思いますが、第7条第2号で実務経験というのは当たらないように思えるのですけれども、いかがでしょうか。

○北村座長 ただ法律を読む限りでは、そういう専修学校を出ても、その時点で大学院へ行けるということであれば、実務経験3年なり2年なりで受験資格が出るというのを妨げるわけにはいかないらしいです。川畑先生何か。

○川畑構成員 今のと全く同じです。

○北村座長 だから、それは恐らくそのプログラムをもって、実務経験を提供する、多くは精神病院とかそういう所だろうと思うのですが、そういう所の人が専門学校の人はそんなに採らないのではないかと想像するしかないのです。大学卒の人は採らないのではないかと想像するしかないのです。専門学校卒業の人でもいいですよと言ってしまうと、第2号ルートは存在します。

○石隈構成員 私が持っている懸念は、例えば高校でキャリアの相談に、スクールカウンセラーや高校の先生が乗るときに、高校を卒業してどういう職業を目指すのかというときに、公認心理師というのは高校生にも大分広がってきて、大学で勉強して、大学院又は現場で2年から3年やろうということが、徐々に若い人たちに夢を与えていると思うのです。そういうときに、今の専修学校は4年、専門課程をして仕事に就こうという職業養成課程なので、キャリア選択としてはそこの分け方が違うのかなという懸念があります。

実際にそれに入って、座長も言われたように、実際に大学院や現場で積むというのは極めて狭い道になると思うのです。その狭い道を、キャリアのルートとして省令できちんと入れてしまう。拒否できないという趣旨はよく分かったのですが、実際には幻の細い道を引いてしまうような気がしています。実際の若者たちのキャリア支援をする者としては、心配だというのが1つあるということをお伝えします。

○白鳥専修学校教育振興室長 文部科学省で、専修学校の制度を担当している者です。そもそも大学院入学資格の制度は、平成17年に中央教育審議会の答申で提言をされ、それに基づいて制度化されたものです。先生からお話を頂いたことに関係した話として、このそもそもの趣旨は、学習者の立場に立って、より誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築して、高等教育機関相互の接続の円滑化を図る必要があるということを踏まえて提言され、制度化されているものです。

専修学校は職業教育を主たる目的として制度化をされているわけですが、その後に、更に大学院に行って専門性を深めたいといった場合が出てきたときにも、しっかりその学習者の視点に立って、そのようなルートも確保しましょうということで制度化されているものです。そういう意味でも、この大学院入学資格ということに関わっては、正に大卒者と同等以上の学力を有する者として位置付けられているということです。

先ほど来お話を頂いているところを踏まえると、厚生労働省の資料にもあるとおり、他の類似の法律上の構造を持っている制度、具体的には精神保健福祉士であったり、社会福祉士、介護福祉士などですが、他の法令においても同様の位置付けがされていることに基づいて、今このような形で厚生労働省からたたき台として示されているものだと理解しております。

教養教育等とお話を頂きましたけれども、そこも含めて、先ほど現任者の議論でいろ

いろお話を伺って、なるほどと思ったところとしては、受験資格を得られることについては、正に幅広く該当すると。その後のスクリーニングとして試験があるのだというお話も頂きました。その意味では、まずルートは広く想定しつつ、学ぶべき科目の内容であったり又は試験の内容、ここを具体的に示して進めていくということをもって、世の中に信頼される公認心理師を輩出できるということになるのではないかと。そういう意味でも、他の法制度との整合性等を踏まえたときに、公認心理師のみ専修学校を排除することについては、全く合理的な理由は難しいのではないかと考えております。

○北村座長　そういうことです。

○林構成員　私は基本的に反対です。その1つは、心理職は長い歴史を持っています。将来の需給バランスを考えたときに過剰になる可能性があるということ。もう1つは、専修学校を入れたときに、公認心理師の質の向上につながるのかということ考えたときにどうかなというのがあって、反対しようと思っています。

○北村座長　医療者の需給に関しては、厚生労働省の中で、医師の需給とかいろいろ考えられています。医師の場合には働き方改革で、働く時間を短くすれば人はもっと要るだろうとか、いろいろ乱暴な意見も出ています。公認心理師の場合は、本当に需給は難しいです。特に、国民が心の健康にどれだけ気を使うか、今は余り気を使っていないようです。アメリカでは、ステータスの高い人はほとんど自分のプライベートカウンセラーを持って相談して、業務に当たっているやに聞いています。本当に足りなくなるのか余るのかは難しいところです。

先ほど文部科学省からも説明があったように他の職種、あるいはこの制度を作った法の精神から言うと排除できない。排除という言葉は悪いですが、そこで窓口を狭くするのは難しいということで是非、御理解をお願いいたします。ただ、決してそれはすぐに資格を与えるわけではなくて、大学院に入る資格であり、実務経験を積む資格であり、当然その先に更に国家試験を受ける資格ができるということです。専門学校を出た人は楽になれるとか、そういうことでは全くありません。その方にとってのキャリアにとっては、その先も大変なものです。先ほどおっしゃったように細い、ゼロではないけれども、なれなくはないけれども、楽な道ではないということで是非御理解を頂けたらと思います。

○大野構成員　先ほどの発言に多少誤解があるかも知れません。臨床心理士の場合は、申請することはできるのですけれども、受験できるかどうかというのは、その前のチェックの段階で大学院以上というところで切っているというか、そういう対応をしております。学部を卒業したから受験できますよ、というような対応はしていませんので、誤解されるとまずいのでよろしくお願いいたします。

○石隈構成員　1つ確認です。今の御趣旨はよく分かりました。十分だと思います。確認は、法第7条第1号、第2号はそれで分かりました。附則第2条第3号、第4号についても専修学校のことが書いてあります。法律の第7条に関しては、第3号に同等以上の者という規定があって、今回のことで十分理解できます。法の附則のほうには、第1号、第2

号、第 3 号、第 4 号とあって、その後に同等以上というのが出てこないのです。それは別に出てこなくても、同等以上の者、その他を設けるということで法律的には大丈夫なのではないでしょうか。理解不足なので確認です。

説明が悪くてごめんなさい。第 7 条には第 1 号、第 2 号、第 3 号とあって、第 3 号の文部科学大臣、厚生労働大臣が前第 2 号に挙げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者ということで今の議論が出ていると思うのです。附則のほうの受験資格の特例を見ると第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号とあって、その他同等以上の者という規定が第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号の後に出てこないのか、それを議論してもいいのか。私は、法解釈上の知識不足かもしれません。

○松本主査 特例に関しては、もともとが第 7 条本来の受験資格を与える者と同じような教育を受けた者に受験資格を与えるべき、というような趣旨で作られたものなので、あえて「同等以上」とは書いていないのではないかと想定されます。

○石隈構成員 それを聞いたのは、この特例措置で読み替えると、現在の案では大学のカリキュラムの 22 科目は事実上は 11 科目で読み替えが可能になりますので、公認心理師の質の点で心配があります。これは懸念の表明と、法律の解釈の確認です。

○川畑構成員 趣旨は大体理解しているのですが、先ほど公認心理師の質ということをおっしゃっていただきました。懸念する場合、大学院しかルートがなければ、その部分である程度きちっと精査することができるわけです。第 2 号ルートで実務経験をというルートがあったときに、プログラムがどのように運営されるかということがあると思うのです。専修学校で非常に少ない科目を満たして、そして実務経験をして、そのほうが安易に取れると、そして雇いやすいというような形で、この制度が進んでいってしまうと、これは非常に大きな抜け道のような形になってしまう。その点についての懸念が非常に強くあると思います。その辺について少し気を使ってください。

例えば、このたたき台についても第 2 号ルートのほうには「4 年以上」という記載が省かれていて、それは同じことだということなのだと思うのですが、それについても記載を入れておいていただくというような工夫を念入りにしていただくと有り難いと思います。

○三谷健康教育・食育課長 31 ページの資料で記載がないのはなぜかという、これは単純に文章整理上で同じことを何回も繰り返さないように、第 7 条第 1 号の所を書いてあるような「以下同じ」という言葉で全て読むのだということを書いているがために、あえてこれを何度も書かないというだけにすぎません。

もう 1 つは今のお話の中でありましたように、少ない単位で出るということではなくて、ここも同じように「第 7 条第 1 項、第 2 号に規定する必要な科目を修めて」という言葉がありますので、そのところの担保はこのたたき台で十分できているのではないかと私たちは考えております。

○北村座長 あえて「4 年以上」と書いていなくても、4 年以上は間違いのないことです。それから、単位数も大学と全く同じものです。そういう意味では質は変わらない。教員の

質が違うとか、施設の質が変わるということはあっても、そういう大枠のほうは変わらないということだと思います。

○佐藤構成員 例えば国家公務員の場合に今まで、専門課程を修めた専修学校の方と大学卒の方とは、同じ給与体系で処遇されているのでしょうか。

○三谷健康教育・食育課長 今のところは回答の用意がありません。

○佐藤構成員 そうですか、区別があるのではないという気がしたものですから。

○三谷健康教育・食育課長 多分、職種によると思います。それによってスタートが異なる。大学院だと、第3号に先んじてというようなところがあるのだと思います。それは何々相当という受験資格の設定の仕方だと、私は記憶しておりますが、本当にどうなっているかというのは、すみません、この場では回答できません。

○北村座長 受験資格が与えられて、通ってしまえば給料は一緒だと思います。これで前回の積み残しについては終わりです。今度は、カリキュラム等について資料の最初から変更点を全部見ていきたいと思います。事務局からお願いします。

○松本主査 資料1を改めて最初から御覧ください。1ページです。一番最初の2回の検討会で頂いた「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について」というものを最初に書いております。前回まで(案)と書いておりましたが、今回は(案)を取っております。内容は変わりません。以降変更点のみ説明させていただきます。

5ページ以降ですが、こちらは前回議論いただいて修正した修正箇所の下線を引いております。順番に申し上げます。まず、6ページです。到達目標の12.発達に12-5.として、「高齢者の心理社会的課題及び必要な支援について説明できる」と入れております。

7ページです。17.福祉に関する心理学の到達目標ですが、こちらに「虐待、認知症」と入れております。

8ページです。こちらはほかの資料にもたくさん出てくる表現ですが、まず19.は「司法に関する心理学」だったのですが、御意見を踏まえて「司法・犯罪に関する心理学」としており、以後出てくる「司法」の所は「司法・犯罪」としております。また、19-1.ですが、「犯罪、非行、犯罪被害及び家事事件」、こちらは順番の変更です。内容の変更はありません。また、19-2.、23-4.に関しても「司法」を「司法・犯罪」にしております。

続いて科目名、12ページです。こちらは、上の「大学における必要な科目」の④を「心理学研究法・統計法」と変更しております。数は変わっておりません。⑩と大学院の④に関しては「司法・犯罪心理学」「司法・犯罪分野」と、それぞれ追記しました。また、大学院の科目の⑧ですが、「心理療法」を「心理支援」と変更しました。

13ページ以降は「含まれる事項」ですので、科目名はそれぞれ合わせて変更しております。内容に関しては、まず14ページですが、⑪『「発達心理学」に含まれる事項』として、5.高齢者の発達というものをに入れております。代わりに⑫の「障害者(児)心理学」からは高齢者の部分を削除しております。また、⑭の一番下の6.心の健康教育という項目を「心理学的支援法」に入れております。

15 ページの⑩の『「福祉心理学」に含まれる事項』ということで、「虐待についての基本知識」というものを追加しております。また、⑬に関しては形式的な変更です。⑫も「司法・犯罪」という変更です。

17 ページ、「大学院における必要な科目に含まれる事項」ですが、⑦と⑧に関して、⑧については「心理療法」を「心理支援」にしているということと、「その他の心理療法の理論と方法」というものを⑧から⑦に移しております。

25 ページの「特例について」の色付きの資料ですが、こちらも合わせて科目名を変更しているのみです。変更点については以上です。

○北村座長 少し報告書の形が見えてきたかなと思いますが、御意見を頂いている所だけ先にやりましょうか。そのほうがいいですね。12 ページをお開きください。A の④「心理学研究法・統計法」に関して、これを2つの科目に分けるべきであろうという御意見を頂いております。どなたか御説明をお願いいたします。

○子安構成員 参考資料4の1～23 ページは私のほうで提出させていただく要望書ということです。結論から言いますと、「心理学研究法」と「心理学統計法」は分けていただきたい。それによって科目が1科目増えるという問題があるということで、前は座長預りということになっておりますが、なぜ分ける必要があるのかということをもう一度御説明したいと思います。

1 つは、この議論はワーキングチームで科目数あるいは科目内容について議論が既に固まっているということですが、ただ、そのワーキングチームには基礎心理学、とりわけ統計の専門家の方はいらっしゃらなくて、臨床心理学の先生方から、これは必要な科目だということはおっしゃっていただいて、そのことは大変有り難いのですが、やはりワーキングチームに専門家がいなかったということが大きな問題点であったと思います。問題点であったというか、それはもう一度この検討会で議論に値する事柄ではないかと思っている次第です。

なぜこの2つに分ける必要があるかという、それは、前回も同じことを申し上げたのですが、研究法というのは、例えば観察、実験、あるいは質問紙調査、心理検査、面接といった基本的な、対象者に対してどういうアプローチをとって、どんなふうにそこからいろいろな意味で心理学的な情報を得るかという事柄です。そこには当然、倫理的配慮ということも含まれます。そういった科目であるのに対して、統計法というのは、そこから得られた情報を1つのデータ、つまり数量的なものとして捉えて、それをデータ分析する、あるいはデータ・リダクションを行うといった事柄であり、全くプロセスとして違うものであるということです。これが、まず中身として一緒にはならないということ。

それから、それぞれが大変重い内容というか、多種類の内容を持っています。私の付けている資料Ⅰには、ある大学の研究法と統計法のシラバスの例を挙げていますが、これが比較的一般的な区分になるのではないかと考えております。研究法のほうは、先ほど言った5つの具体的なアプローチの仕方について説明しているのに対して、統計法のほうは、

それを数量的にどう扱うかというところを示しているということになります。

私も実は統計の専門ではないので、やはりこれは専門家の御意見を聞くべきところだと思ひまして、資料Ⅱ、Ⅲについては具体的に統計の専門家、統計と言っても数学の領域や経済の領域ではなくて心理学の統計法についての専門家に御意見を伺いました。

1 つは資料Ⅱです。東京大学教授の南風原朝和先生、現在、日本教育心理学会の理事長をされていますが、これは理事会の意見としてこういう要望をしていただいたということですので。中身は詳しく説明しませんが、やはりこれは独立科目にしていだきたいという趣旨です。もう 1 つは、資料Ⅲです。東京大学名誉教授で日本行動計量学会と日本テスト学会の理事長の繁樹算男先生の要望書です。このお二人の先生はそれぞれ統計教育、心理統計教育についてなさってきた方々であり、そして、それぞれの専門学会の理事会で、やはりこれを分けることは必要な事項であるということをおっしゃっているということで、専門家の 2 つの意見書をここで挙げさせていただきまして、分けることは必要だということの 1 つの根拠としております。

それから、もっと具体的に、ページ数が多くて申し訳ありませんが資料Ⅳがあります。これについては、各大学で具体的に研究法と統計法はどのような授業をやっているかということで、これは各大学ばらばらで、研究法はやっていませんという所もあれば、研究法の中身が実は心理学実習に当たるようなところを示している大学もあり、いろいろですが、基本的には 2 つの科目は別科目であり、かつ、どちらかという統計のほうが重要な位置付けをある種占めているという様子がここには、たくさんのページで一遍には見ていただけないかもしれませんが、あります。そういった実際の科目担当者の方々が、やはり分けてほしいという要望書を出されております。短い期間でこの調査を行いましたので、もっと時間を掛ければもっとたくさんの先生方から、もっとたくさんの資料や要望が出ると理解しております。こういったことを含めると、やはりこの 2 つの科目は分けていただきたい。

そのことによって起こる一番の問題は、科目数が増えるというその 1 点であり、あるいは、それに伴って特例措置をどうするか、11 科目が増えるのかどうかという若干の議論はありますが、それは公認心理師というものの資質を高めるために是非必要な科目であるということの趣旨から考えれば、本と末から言うと、そちらは末のほうであると私は理解しております。本は、この統計法を研究法と同時に並び立てて、2 つの科目として両立させて教えることが、この公認心理師という資格を将来にわたって、国民の健康にとって大変重要な資格とするために、必ず必要な事柄であると信じております。どうぞ先生方の御了解を頂きたいと思っております。以上です。

○北村座長 ありがとうございます。今おっしゃったことに対して、私自身は真ん中ですが、あえて反論のほうを代弁させていただきますと、科目が増えることもありますが、科目が増えることによって、これをクリアできない大学が出るのではないかとということをお心配しております。統計を独立させて、2 単位を授業できない大学がもし出てくると、その

大学の卒業者は公認心理師の受験資格がなくなってしまうわけです。ここに書かれているのはミニマムリクワイアメントで、今、例えば臨床心理士の資格を取れる学校には、ほとんどがそのまま公認心理師のルートに乗る学校になっていただきたいと思います。ここで科目を増やすことによって、臨床心理士の資格は取れているのだが公認心理師だと大学にいても資格が取れないというような大学が出てほしくないのです。だから、この科目はミニマムリクワイアメントとして御理解いただけると、くっつけておいたほうが動きやすいのではないかと。もちろん、大学独自でこれを2科目にして、合計4単位でやっていただいてもいいですし、いや、もっとうちは統計をやりたいのだからというので合計8単位でやっていただいても全然構わないのですが、ミニマムリクワイアメントとしては、この2つをくっつけて2単位ぐらいでいかがでしょうかということなのです。別に私がそう思っているわけでもないのですが。

○子安構成員 臨床の先生方からは、まだ御意見があると思うのですが、その点に関して私のほうから1点だけ補足をさせていただきます。現況、既に心理学統計学がいかに重要であるかというのがこの資料Ⅳであるわけです。一番大事なことは、それぞれの大学がやれるかやれないかではなくて、この統計学ということが重要であるということのメッセージが科目を分けるということの意味合いであるわけです。それによって確かに単位数は増えるわけですが、それは先ほど言ったように、本と末という意味からすれば、本がやはりここは分ける必要があるということだと理解しているということです。

○石隈構成員 私は心理学統計法を入れるほうに賛成です。私は今回の公認心理師の仕事で、心理検査とかアセスメントという言葉が何回も出て、重要な部分だと思っています。私はウェクスラー検査や、K-ABCの日本版の開発者の1人です。それをやってきて、現場で使う上で本当に大事なものは、その検査の妥当性があるとか、あるいは、得点1つ2つを使うのではなくて、プロフィールをきっちり理解して、クライアントのために援助案が作れるかどうかということ、これが極めて公認心理師にとって重要な能力だと思いますので、学部レベルの心理学統計法で、基礎をきちんと学ぶというのは重要なことと思っています。これが1点です。

もう1つは、実際に共同研究などを医師や看護師の方とやっていて、皆さん本当によく勉強されていて、論文を書いたり読んだりされていると思うのですが、公認心理師もきちんとエビデンスをリカーレントで追い掛けていくためには、やはり論文を読むということも重要になってきて、もちろん質的、臨床的な研究も重要ですが、量的な研究を理解するのに、やはり統計が理解できていないと、ついていけない。これが2点目です。ですので、この2点から、心理学統計法があることが実際の現場でやる上でも、長い仕事をやる上での基礎として極めて重要なことだと思っています。

○北村座長 おっしゃるとおりです。実はこのゴールデンウィークに随分、統計の本を読みまして、勉強したのですが、読めば読むほど大事ですよ。逆に、言ってみれば心理学研究法や、その下の心理学実験は、統計の知識を無くして教えることはできないと思いま

す。だから、統計を教えないで心理学研究法や心理学実験はできないので、ここから外してもいいぐらいです。統計法は入っているのは当たり前でしょうと。改めて外出しにしないでいいぐらい統計は大事ですと言ってもいいほどに、世の中に統計は大事だと思います。

だけど逆に、統計の歴史を見ると、歴史まで勉強したのですが、統計学があって、サイエンスがあって、それをバインドしたのではなくて、いろいろなデータをやってきて、今、コンピュータの発達があって、ばく大なデータが出てきて、これをどうやってやろうかという。そうすると、回帰式が必要になり、ロジスティックが回帰が必要になってというのに、サイエンスにそれを処理するために統計法が開発されたのです。統計があって応用されたのではなくて、わざわざ開発されたのです。それを考えると、これを切り離れたほうがおかしいかなと思うぐらいのものなのです。

○子安構成員 学生さんというのは、必修科目でないのは大事でないと思ってしまう傾向がありまして、ここは何とか統計学が大事だというメッセージを。先生がおっしゃるように本当に大事なことで、メッセージ性ということも非常に重要なことだと思っています。やはりここは独立した科目として置いていただきたいというのが私の更なる主張というか、願いです。

○川畑構成員 臨床心理学の立場からも、統計学というのは心理学の基本的なアイデンティティーとして非常に重要だということ。それから、実質的に多くの心理学部、心理学科で心理統計学というのはやはり置いているのではないかと私は認識しております。科目を増やしてしまうことの問題というのがあるということで、それがどの程度負担になるのかということがあるのですが、逆に一緒にしていることによって内容が分かりにくくなるということはあるかもしれません。統計学をある程度まとめて基本的なことだけを教えるすると、やはり半期 15 回の 2 単位の科目で教えないと、ちょっと何かと一緒にというのはかなり難しいのが、実際に教える側の実感なので、分けるという議論については、私自身は正当性があるかなというふうには感じております。

○北村座長 科目を分けると、心理学を学ぶ時間が増えて、そうすると、教養をがっちり 2 年間やっているような大学が、3 年から心理学科に進学してこれだけをやろうとすると恐らく目一杯になると思います。就活もできないぐらい、3 年生、4 年生でこの座学の 22 科目と、23 番、24 番の実習、演習をやると、恐らくガチガチになるのではないかと。4 年間で 126 単位だったと思うのですが、かなりきついのではないかと思います。もちろん 1 年生から心理学部心理学科で、これを 4 年間に広げてやっている大学は大丈夫とは思いますが、教養学部ががっちりしている所等はきついかなと。

それと、もちろん心理学科へいらっしゃる方で全てが公認心理師を目指すわけではないので、という気もしました。

○子安構成員 先生が最後に言われた部分が、全くそのとおりだと思うのです。つまり、この 24 科目なり 25 科目というのが、卒業の必修になるわけではなくて、公認心理師を取

りたい人が取るべき科目になるわけですから、各心理学部、心理学科、その他心理学関連学科において、カリキュラムとしては用意する必要がありますが、学生がそれを取るかどうかというのは、多分、私は初年次の授業が大事だと思いますので、公認心理師の職責というのは多分初年次の科目であって、それを聞いて、自分が公認心理師になりたいと思う人は 24、25 科目を取るでしょうし、そうでない人はその大学が課している必修である科目や、卒業に必要な単位を取るだけですので、そういう過剰な負担になるという話については御懸念には及ばないと理解しております。

○佐藤構成員 資料 I の K 大学文学部のシラバス構成は、北村座長がおっしゃっていたこととの関連ですが、4 年制の大学に入られて、初年度は教養課程、2 年目の前期から統計基礎論が入るという理解でよろしいのでしょうか。大学の入口のところから勉強するという理解でよろしいでしょうか。

○子安構成員 それは各大学によって違うと思います。基本的には、今、くさび型カリキュラムですので、最初のうちは教養科目を持ちますが、学生のほうも早く専門科目に入りたいという希望も多いですから、以前よりは下の学年に下ろしている大学が多いと思います。基本的には 1 年次はそういう教養科目、それから初年次科目、それから、その大学の必要とする専門科目を配当するという形をとっているかと思います。

○北村座長 ただ、前職の大学では教養が 1 年半ガチガチにあって、教育学部に心理があるのですが、そこに進学するのが 2 年の後期で、そこでキョロキョロして、何学科に行こうかなみたいな。そうすると、実質は 2 年間なのです。そうして 4 年目は、遊びたいと言ったら怒られてしまいますが、いろいろ自由なことをやりたいとなると、3 年目にかなりしわ寄せがくるかなと思います。ほかに御意見はないですか。

○大野構成員 質問というか、確認したいことがあります。元に戻るおそれもないわけではないのですが、受験資格について、第 7 条第 1 号は大学、大学院、第 2 号が学部、第 3 号は同等以上というふうな表現になっているのです。第 3 号についての議論がどうしても気になるところなのです。

○北村座長 分かりました。そうしたら、この統計の話は大変よく分かりました。私も、別に科目を増やすことにそれほど意固地でもないのです。ただ、今ここで「こうします」とも言えないので、預らせていただいて、事務局とまた意見交換させていただきます。統計学が必要であることは非常によく分かっているつもりです。

1 つ質問ですが、⑤を「心理学実験・統計法」としたほうが座りがいいということはないですか。

○子安構成員 心理学実験というのは、多くの大学で実習科目として行っているもので、心理学研究法・統計法は比較的講義科目として行われていて、授業のスタイルも違います。それから、実験法というのはやはり、研究法で言うと、研究の 5 つのうちの 1 つの実験を中心に行っていますので、そういう意味では趣旨も違いますし、統計と実験のどちらを先にやるかという話でもあるとは思いますが、実験は、例えば私がおりました京都大学の

場合は、同時進行でやっていますので、統計の知識が分からないまま実験をやるということも含まれているわけなのです。同時にやるということの意味がよく分からないのですが、要するに具体的なたくさんの実験をやりながらということと、統計を体系的に教えるということとは必ずしも両立がしにくいので、そこを一緒にすることもかなり困難というふうに理解しています。

○北村座長　こんな所で自分の経験を言っても何なのですが、座学で統計を聞いたときはほとんど分からなかったのですが、実験で、これで t 検定を使うの、カイ二乗を使うのと言われたときに真剣に勉強しまして、「あ、 t 検定だ」みたいなので勉強になるのではないかなと思うのです。

○子安構成員　おっしゃるとおりですが、科目としては別だということです。

○川畑構成員　少し子安先生の趣旨とは反するかもしれませんが、もしまとめるのであれば、私は実験と研究法をまとめたほうが。というのは、実験は研究法の 1 つでもある。だから、実験法以外にも面接法や観察法や、いろいろなものがあるということになるので、そういう意味では科目としてのカテゴリーは、どちらかというと研究法と実験法。実験も独立という趣旨は理解した上での発言です。

○北村座長　そうしたら、例えば④が「心理学研究法・実験」で、⑤が「心理学統計法」という。

○子安構成員　ワーキングチームの議論があったと思うのです。実験をいかにして入れるかという大変な議論があったと思うので、そこをまた元に戻さないでいただきたいと思います。

○北村座長　では、検討するということで許していただいて。

○子安構成員　前向きに、お願いします。

○北村座長　はい。前向きに検討するということです。

それでは、今度は第 3 号のほうに話題を移したいと思います。第 3 号のほうの御説明をお願いします。

○松本主査　少し統計のことにに関して、整理するに当たって御意見を伺いたいところがあります。研究法と統計法は分けるという御意見を頂きましたが、仮に分ける、科目を増やすということにした場合、特例の学部の科目をどうするかという問題が発生します。そうしたときに、先ほど非常に統計が重要だという御意見をいろいろとお伺いしましたが、その場合に、今の特例ですと、何科目のうち何科目というものになりますので、必ずしも統計法というものを取らなくてもいいということになるのです。そこについての先生のお考えというのが 1 つ。

あとは、全体として、今 22 科目のうち実質 11 科目と半分になっていますが、そうすると、また 23 科目のうち 11 科目というふうに割合がかなり減っていくという問題がありますので、その点についてどういうふうに考えたらよいのかということ、少し今後整理する上で、事務局として先生方の御意見を伺いたいと思います。

○子安構成員 ほかの先生の御意見もあるかと思いますが、私から答えさせていただきます。連動するということは十分理解をしております。そして、まず統計法が大事だからといって、それを必修にするかという、そこは既に学んだ科目ということですから、それだけを必修にするということは難しかろうと思っています。

もう1つは、科目が増えると割合が変わるということについては、増やすのもやむを得ないかなと。だから、12科目になるということもあり得ると思いますが、それはまた全体を見て御議論いただければと思います。

○北村座長 確かにそのところも流動的で、例えばこれを2つに分けて、1科目増やすのだったら、どこかを減らすのも一緒に提案していただくといいのですが。これを減らしたらいいと思いますとか。

○子安構成員 この科目はワーキングチームで固まったものですので、減らすということは私は無理だと思いますが、そこを何とか増やしていただきたいというお願いです。

○北村座長 心理学概論と臨床心理学概論を一緒にするわけにもいかないのですよね。

○石隈構成員 統計とは別のことでよろしいですか。

○北村座長 では科目のことは御意見を頂いたということで、また検討します。統計はお預りしたということで。

○石隈構成員 科目のことでもう1つ要望を出していたのですが、小さいことすみません。今の15ページの(実践心理学)の⑱に「産業・組織心理学」というものがあります。これは御専門の方に御意見を聞かなければいけないのですが、キャリア発達の課題に関する理論というものを、科目ではなくて項目として入れたらどうかという提案で、これをどの科目に入れたらいいかというのもあるのですが、やはりキャリアの支援に関わることがカウンセリングの現場に関わると非常に多いものですから、キャリア発達というものをきちんとどこかで学んでいただきたいと思っています。産業・組織心理学というものが、産業・組織の中で人が発達していくというところで、⑱の3番に「キャリア発達の課題に関する理論」というものを入れたらどうかという提案です。これは事項の追加の提案です。

○北村座長 いかがでしょうか。項目の追加は余り抵抗はないのですが、「キャリア発達」、あるいは「キャリアデザイン」、「キャリアに関する心理学」でもいいのですが、そういうことですよね。

○石隈構成員 そういことです。

○北村座長 それを入れることは構わないですか。

○松本主査 ほかの構成員の御意見はありますか。

○石隈構成員 「キャリア発達の課題に関する理論」というふうにしましたが、「キャリア心理学」でも、どちらでも表現はお任せします。

○北村座長 また、一応検討しますが、その前に吟味ということで。

○子安構成員 個人的に賛成ですが、産業・組織心理学会の意見も、またお聞きいただければと思います。

○北村座長 そうしたら第3号をやしましょう。第3号の説明を事務局、できますでしょうか。

○松本主査 第7条第3号は、ここでの検討課題には含まれていなかったはずですので、資料などは特段用意しておりません。一応、背景を説明しますと、こちらに関しては海外の大学・大学院を修了した者とか、海外の心理に関する資格を持っている人を想定したもので、大臣が認定したものということで、個別の判断ということになります。

○大野構成員 外国のプログラムで、国内、日本の中でそういうプログラムで実践している、例えばクライアント、そういう大学がある、あれは大学院かな。要するに日本にいながら単位を取って出るといふときの判定の仕方という、非常に複雑なものがあるので、個別具体的ななると思うのですが、それに対する対応を持っていないと、そういう問合せがもちろん認定協会のほうにもあるのですが、公認心理師の場合にもそういう要請というか、要望があるというように聞いております。

○森公認心理師制度推進室長 一応、海外の資格を持っていてという。

○大野構成員 海外の大学で日本語を持っている。

○北村座長 ちょっと議論が読めなくなった。どんな人を想定していますか。

○松本主査 いずれにせよ、個別の判断になりますので、例えば第1号とか第2号のように、省令で基準を定めることを前提にしていないので、こちらの検討会で検討する事項には含めていないです。

○大野構成員 検討会をあと何回やられるか分かりませんが、ここで具体的に議論するのは非常に難しい話ですが、想定していないと、具体的に実務に携わる人が非常に困るのではないかと思いますけれども。

○北村座長 参考になるかどうか分かりませんが、医師資格の場合は、外国の医学部を卒業して、その国の医師免許を持っているというのが大前提で、教育課程が日本と同じ6年以上あり、そして教育科目がこと細かに精査されて、OKが出たら、1年間の日本での臨床、修練をやって、日本語の実技試験を通過して国家試験受験資格が出ます。

○大野構成員 何らかの形で基準というか、内容が分かれば有り難いなということです。

○北村座長 だから、この第3号の場合は、少なくとも外国の心理士資格なのでしょうけれども、外国と言ってもピンからキリまでありますよね。

○大野構成員 だから、日本語も結構いろいろな申請者がいると思う。

○北村座長 そうですよね。ただ、日本語で国家試験をやりますから、急にポッと日本に来てやれるものではないので。

○大野構成員 いうか、日本人が日本で外国のプログラムで学ぶみたいな。

○北村座長 そうですね。日本人が日本にいたまま外国の資格を取っても、恐らく認められないと思いますね。通信教育は駄目みたいな感じで。だから、どうしても個別になりますね。何々国はどうかと言われてもです。

○大野構成員 考え方を明示していただければ有り難い。

○北村座長 これは省令では書き込むのですか。

○松本主査 おっしゃるとおり個別判断になりますので、具体的には受けた教育の内容、カリキュラムとか、履修した科目を提出していただいて、ちゃんと第1号、第2号相当なのかということ判断するとか、一般的にはそういう形になると思います。

○北村座長 一般的には、ハードルは極めて高いという認識で。全体に話を広げますが、先ほど変えた点等、御説明いただきましたが、それ以外も含めて、いかがでしょうか。

○佐藤構成員 些細なことかもしれないですが、ページ14の⑪『「発達心理学」に含まれる事項』の5.に「高齢者の発達」という文言の意味は、高齢者が発達するというよりも、発達として見た場合の高齢者ということでしょうか。「高齢者の発達」というのは、意味合いは分かるけれども、文言の表記としてどうかなと思いました。

○子安構成員 前回の議論の経過としては、この話が「障害者(児)心理学」に入っていたので、そこではなくということで、「発達心理学」でそれを引き受けてよろしいですかと言われたので、私のほうで結構ですと申し上げたという経緯で、この文言が入っているわけです。基本的には⑪の3.誕生から死に至るまでの生涯における発達の中に、そもそも高齢者の発達が入っているのですが、なおかつ強調して、高齢者の問題というのが今、高齢化社会の中で重要であるということで、語を入れておくことは私は構わないと理解しております。

○北村座長 「発達」という言葉でよろしいでしょうか。「高齢者の心理学」とか、「高齢者の心理」にしたほうがいいでしょうか。

○子安構成員 それはどちらでも結構です。

○北村座長 では、「高齢者の心理」ということにしましょうか。別に発達してもいいのですが、やはり高齢者が発達するというのは何となく違和感があります。

○松本主査 趣旨としては、科目名が「発達心理学」なので、「発達」ということにして、「高齢者の心理」が発達心理学の範疇に含まれるかどうか、事務局では判断がつかなかったもので、こういった形にさせていただきました。「心理」でも発達心理学の範疇ということでしたら、そのように変えさせていただきます。

○川畑構成員 生涯発達という概念があって、幼少期だけではなくて、生涯にわたって発達は起こると言われていると思いますが。

○北村座長 「高齢者の心理」のほうが違和感がなくていいと思います。

○釜范構成員 先生方の御議論を伺っていて、全体を通してのことですが、私は医師会から出ておりまして、全く心理の専門でもないわけですが、国民の心の健康を今後どのようにしっかりと支えていくかという大きな方向の中で、この新たな国家資格が作られるということで、私はこの検討会に加えていただいているというように理解しております。それぞれの御専門のお立場からすれば、ここは譲れないとか、ここはこうあるべきだという御議論はよく分かるし、「ああ、そうなんだな」と思いますが、今後しっかり新たな公認心理師を必要数、養成していくということがまず求められているわけですから、スタートの

段階では完璧なものでなくてもやむを得ない。そして、それを徐々にブラッシュアップしていく中で、より多くの合意が形成されることが、私は国民にとって最も大事ではないかと思いますので、今後、座長がいろいろな取りまとめをされるに当たって、多くの構成員にそのことに是非、御理解をお示しいただいて、しっかりとしてまとめていただきたいと思いますので、意見を申し述べさせていただきます。

○北村座長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、何年かやってみて、ここが足りないからこの科目を足そうとか、これはやりにくいからやめようとか、いろいろなお考えも出てくるやに思いますので、そういう伸び代もあるルールというように御理解いただければいいとは思いますが、次回は本当にまとめの段階になると思いますので、是非よろしくお願いします。まだ少し時間はありますが、御意見とか御発言はありますか。

○米山構成員 言葉の使い方というか、小さいことかもしれませんが、2 ページの 5 個目の○「保健分野においては、乳幼児健診等の母子保健事業における母親や乳幼児」への心理」ということで書いてあるのですが、「母親」という表現が法律用語では大体「母性」という表現になっているのです。なので、よく分かりませんが、「母性」や「乳幼児」というのが母子保健法の規定といたしますか、文字になっているので、「母性」のほうがいいかなと思いました。母性だと多分、妊婦、もう一方で今は母子保健法だと妊産婦をどうするかということになるので、むしろ「母性」と書くのか、あるいは「妊産婦」と書いて、1 歳までの母親が妊産婦ですので、そこをどう入れるのか。そこはもう一度、法律の言葉に合わせていただいたらいいと思うのですが、広く乳幼児のというところで、意味はこれでよく分かるのでいいかなとは思ったのですが、今、特定妊婦も含めて、妊婦からということになっているので、広く母親という捉え方であればそれでいいと思いますし、ちょっと細かく言うと、「妊産婦」あるいは「母性」というような表現の仕方だと思います。

○松本主査 御意見として頂戴いたしましたので、「母性」というような変更も含めて検討します。

○北村座長 最近、複雑ですからね。妊婦さんから生まれて母親になって、全部含めて母性だと思いますが、うちに留学に来ていた人は、ホモセクシュアルの方で、もらった赤ちゃんをもっていて、それでも母性と言うのかなと悩んだこともありますから、できるだけ広い言葉を使っていったらいいと思います。

○米山構成員 男女平等だとやはり、父性はどうするのだと。

○北村座長 そうですね。

○米山構成員 今、両親学級も含めて、父親にどう父親になっていってもらおうかということも含めて、父親のほうも入れるとなると、また難しい。「親」ということとか、里親なども含めて「親」、「養育者」というような表現かも分かりませんが。

○北村座長 そうですね。母性が一番通りがよくて、それでも足りないかもしれないですが、「母性」でいきましょう。ほかにいかがでしょうか。

○大野構成員 確認したいことですが、第 42 条第 2 項、「業務を行うに当たって心理に

関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない」。このこと自体は、特に病院臨床の観点から言えば当然のことだと理解できるのですが、公認心理師が汎用性をうたっているということから考えると、このことについてどこかで指針となるような内容が記載されたら。できればという話なのですが、それが難しければ、そういう検討の仕方を改めて確認できるといいかなということです。今まで言葉としては出ていたのですが、議論まで行き着いていないので、そういうことで、ある意味では自明のことだというように、以降そういう見方で考えていくのかどうかを確認させていただきたいということです。よろしくお願いします。

○北村座長 難しいのはどこですか。「主治の医師」ですか。

○大野構成員 そうですね。「主治の医師があるときは」という。

○北村座長 「あるときは」。

○大野構成員 必ず指示を受けないとできないというようには取らなくていいのかなということが1点と、主治医というか、医師がいる場合にはとか、それが主治かどうか、どのようにして理解したらいいのかというのは、曖昧なところがあるかなと。

○北村座長 分かりました。医者立場から言うと、主治であるかどうかというのは、自分でも悩むことはありますよね。消化器の先生が胃潰瘍は診ているけれども、この人の心まで診ているつもりはないと思っていらっしゃるかもしれませんし、「いやいや、私は消化器の医者だけれども、体全体、心も含めて診てます」ということもあるので、かなり医師の主観にもよるところがあると思います。だから、「あなた、主治ですか」と聞かれても、「何で聞くんですか」という質問をしないと、迂闊に「はい」と言うと、何か責任が飛んできそうだし、怖いです。ただ、これ全体を読むと、是非チーム医療の中に入っただいて、関係者が連絡を取って、その人の心の健康を良くしましょうという趣旨であって、必ず一挙手一投足を主治医に連絡しなさいというふうには私は思いませんし、かと言って何も連絡しないのは何だから、「こう思いますけれども」という連絡があるのがいいのではないかと思います。釜菴先生、いかがでしょうか。

○釜菴構成員 これは今、座長が言われたように、今後のチーム医療の中で、それぞれの関係の医療職種がいかに連携を取るかということが大事だという趣旨だろうと思います。ですから、例えばこれがないからどうかということ、かかりつけの医師がいるか、いないかということを取り上げてやることではなくて、支援を求めている方にとって一番良い体制をどう取るかということです。余り突き詰めていくのではなく、お互いに関係職がしっかりと連携を取っていくということで御理解を賜れば、何も問題は起きないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○北村座長 ありがとうございます。事務局、どうぞ。

○松本主査 御質問いただいた医師の指示の部分に関しても、今回の検討事項には含めておりません。なぜかということ、そもそも公認心理師はどういう役割をする人で、どのように養成していくかということはまだ決めていない上で、連携の在り方を議論するのは早い

ということで、ここで取りまとめてから少し考えていくということにしたところです。法律の附帯決議のほうでも、こちらの医師の指示のところについては、省令等で運用基準を明らかにすることとされておりますので、こちらが取りまとめり次第、そちらについては検討を進めてまいりたいと思います。

○佐藤構成員 今、大野先生が御指摘の点は、実は何年となく、精神科医、精神科医療団体内部で相当に議論されております。特に問題となるのは教育、あるいは産業の分野と思います。そこに心理相談として行った方が、実はかかりつけ医がいる、あるいは精神科医が主治医としている場合に、その場合の連携をどのように行うべきか、いろいろなケースを想定して議論してまいりました。今日は余り申し上げませんが、今、釜范先生がおっしゃったような意味で、到達目標の 3. という上位に多職種連携・地域連携が入ったのではないかと考えております。今後ともケース・バイ・ケース、あるいはケース・カンファレンスを現場で十分に行いことにより、連携における治療の方針や責任の在り方などの経験を積み重ねていくことになると思っています。

○川畑構成員 実務経験の年数とか、いろいろまだあると思うのですが、この検討会がかなり時間が押してというか、延長されてきていて、今、大学のほうが来年度に向けてカリキュラムの編成をしないといけないという時期に入ってきていますので、事務局のほうに少し今後の見通しについて、情報を頂けたらなということで質問させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。まず、大学院や大学への説明会のようなものは、今後開いていただけるのか。いただけたらしたら、どのような形でされるのかということについて、教えていただけたらと考えておりますが。

○松本主査 事務局です。御指摘の説明会については、やはり決まったカリキュラムの内容、その趣旨も含めて、関係者に周知するという観点から、実施する予定です。こちらの検討会がまとめり次第、説明する内容とか、どのようにするかということについては検討して、7月めどぐらいで実施できればと考えています。

○川畑構成員 7月めどで。それから、最終的に省令として提示されるのは、どんな形になるのかというのは、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○松本主査 本日お手元にある資料1を本検討会の報告書の一部ということでしたと思うのですが、検討会の報告書を踏まえて、省令を定めることにいたします。なお、最初の検討会でも少し触れたのですが、省令で定める内容としては、ここで検討いただいた科目とか、第7条第2号に係る施設と機関、現任者の施設、「その他その者に準ずるもの」という、この内容などを定める予定です。また、科目を定める省令のイメージなのですが、精神保健福祉士法で定める省令というのがあり、第1回検討会の参考資料等で実は出しておりますので、是非、科目の省令とか、そういうイメージですということで参考にさせていただきたいと思います。また、省令ですが、時期としては法律の施行時に公布することを想定していますが、公布に先立ちましてはパブリックコメントを行う予定です。

○川畑構成員 今、省令では科目が出るということなので、大学で設置するカリキュラム

の中では、科目名称は省令で提示されたものと全く同一のものになるのかどうか、しないといけないかどうか。それから、中身、内容が検討会で検討しているカリキュラムの内容と合致しているかどうかの判断は、どのようにされるのかというところを教えてくださいたらと思うのですけれども。

○松本主査 まず、名称については、基本的には省令と同一のものが望ましいです。前例としては、先ほども言ったように精神保健福祉士の科目を定める省令がありますが、こちらに関しては読替え可能な通知を発出しており、異なる場合の取扱いについてはその辺りも踏まえた対応を検討していきたいと思います。内容が合致しているかどうかの判断に関しては、今、検討中です。

○川畑構成員 これは既に卒業した人の読替えに関しても、内容についての判断はまだ今ちょっと難しいということですか、どういう形にされるかというのは。

○松本主査 現時点では検討中ということで、ほかの取扱いなども踏まえながら検討していきたいと思います。

○川畑構成員 最後ですが、カリキュラムについての問合せは、制度推進室のほうで受けていただけるのか。今後どのような形になるか、教えていただけたらと思います。

○松本主査 問合せに関しては、基本的には厚生労働省の公認心理師制度推進室及び文部科学省の健康教育・食育課になると考えております。なお、問合せ先については、内容と場所を整理して、ホームページに掲載するなどの方法で示すことも検討しております。

○川畑構成員 ありがとうございます。貴重なお時間を頂きましてすみません。

○北村座長 ありがとうございます。文科省で 1990 年に大学の大綱化ということがあり、大学の自主性を重んじる方向に行っているのも、是非お役所においては緩くしていただいて。Outcome-based Education というのは正にそのことなのです。いろいろな科目で、名前が多少違ってても、出来上がった人間像で質を担保しませんかということですので、医科目はこの質は名前と合っているからとか、この先生はマル合でないからとか、細かいことを言わないで、出来上がった人間像が国民が欲する心理士であるという大きな観点から見ていただけたらと思います。余分なことを言いましてすみません。ということで、今日はこれで終わりにしたいと思うのですが、事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

○松本主査 事務局です。次回の日程については、5 月 31 日を予定しております。次が最終回で、次に御議論いただいた内容を踏まえて報告書としてまとめて御提示させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。詳細については、追って御連絡させていただきます。事務局からは以上です。

○北村座長 宿題で預かったものがあります。前向きに考えますが、またほかとも関連もあるので、決して「はい」と言ったわけでもないのですが、また検討させていただきます。ただ、論点が随分小さいところというか、絞られてきたので、31 日にまとまるものと信じております。よろしくお願い致します。今日はどうもありがとうございました。